



令和 6 年 2 月 27 日

福井県知事 様

鯖江市旭町 2-1-30
医療法人 清水眼科
理事長 清水 葉子
電話 0778 (51) 00



決 算 届

令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年12月1日 至 令和5年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 清水眼科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 福井県鯖江市旭町2丁目1番30号
- (3) 設立認可年月日 平成14年12月6日
- (4) 設立登記年月日 平成14年12月16日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	鯖江清水眼科	1810714681	福井県鯖江市旭町2丁目1番30号	一般病床5床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 1月21日 令和3年度決算の決定

令和5年11月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 清水眼科
 所在地 福井県鯖江市旭町2丁目1番30号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和5 年11月30日現在)

1. 資 産 額	320,103 千円
2. 負 債 額	21,046 千円
3. 純 資 産 額	299,057 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	269,389
B 固 定 資 産	50,714
C 資 産 合 計 (A + B)	320,103
D 負 債 合 計	21,046
E 純 資 産 (C - D)	299,057

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 清水眼科
所在地 福井県鯖江市旭町2丁目1番30号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和5年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	269,389	I 流 動 負 債	21,046
II 固 定 資 産	50,714	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	21,545	負 債 合 計	21,046
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	29,169	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,500
		II 積 立 金	289,557
		繰越利益積立金	289,557
		純 資 産 合 計	299,057
資 産 合 計	320,103	負 債 ・ 純 資 産 合 計	320,103

様式 4 - 2

法人名 医療法人 清水眼科
所在地 福井県鯖江市旭町2丁目1番30号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年12月1日 至 令和5年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	245,342
2 事業費用	253,112
本来業務事業利益	△ 7,770
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 7,770
II 事業外収益	1,892
III 事業外費用	0
経常利益	△ 5,878
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 5,878
法人税等	80
当期純利益	△ 5,958

様式 5

法人名 医療法人 清水眼科
所在地 鯖江市旭町2-1-30

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
(2) 当該医療法人の 役員又はその近 親者が代表者で ある法人	有限会社西日 本メデイカルコ ンタクト	鯖江市旭町2- 1-25	254,174	コンタクトレンズ 等の販売	眼内レンズの購入	(1) 眼内レン ズの購入	15,240	買掛金	1,440

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当無						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

1 以下の2に掲げる取引を行う者

- (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- (5) (3)の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

2 当該医療法人と行う取引

- (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
- (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清水眼科
理事長 清水 葉子 殿

私は、医療法人清水眼科の第 20 期会計年度（令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 月 20 日
医療法人 清水眼科
監事 清水 晴美



